

2022年4月21日
 いばらきグローバルビジネス推進協議会
 (茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム)

令和4年度いばらきグローバルビジネス推進事業 (シンガポール/香港)

◆参加企業募集のお知らせ◆

いばらきグローバルビジネス推進協議会(事務局:茨城県)では、経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中、国民一人当たりのGDPがアジアで最も高いシンガポール及び日本からの農林水産物・食品の輸出額(2021年)が世界第2位の香港を対象として、県内中小企業等の商品の売り込みを図ります。

皆様の商品を有望市場に売り込む絶好の機会となりますので、積極的なご参加をお待ちしております。

なお、各国毎のバイヤーの注目点を別紙に記載いたしますので、ご参加を検討される際の参考として、併せてご覧ください。

◆事業の概要:

主催	いばらきグローバルビジネス推進協議会 (事務局:茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内)
実施期間	2022年6月~2023年3月頃(予定)
サンプル輸送	採択された商品の一定量のサンプル品の輸送費用(日本国内の指定倉庫から現地までの運送費・諸関税・現地登録費用等)を負担します。
現地での売込	現地バイヤー等に採択企業の商品を直接売り込むなど、両国に配置する専門スタッフ等が支援商談先発掘のサポートを行います。
バイヤー等との商談機会の提供	オンラインツール等を活用して、現地バイヤー等に商品を直接プレゼンテーションする機会を提供するとともに、現地バイヤー等を本県に招聘して実施する商談会等に優先的に参加することができます。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、事業内容に変更等が生じる場合がございます。

◆募集の内容:

募集期限	2022年5月13日(金)17時まで
申込方法	<u>シンガポール/香港の両方にお申込みいただくことも可能</u> ですが、別紙「参加申込書」により、 <u>国別にそれぞれお申込みください</u> 。
募集数	各国30品目程度(1企業あたり最大3品目程度/国まで) ※申込多数等の場合は、選定及び調整のうえ採択させていただきます。
対象商品	県内で製造され、自社製品として販売している加工食品、飲料、酒類等で賞味期限が6か月以上あるもの(賞味期限1年以上の商品が望ましい)。

◆その他:別添「参加規程」をご覧くださいのうえ、お申込み願います。

ご不明な点等ございましたら、下記の事務局までご連絡ください。

【問合せ・申込先】

いばらきグローバルビジネス推進協議会(事務局:茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内)
 TEL:029-301-3529 FAX:029-301-3909 E-mail:global_1@pref.ibaraki.lg.jp
 URL:<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/eigyoglobal/index.html>

(別紙) バイヤーの注目点

1 加工食品選定のポイントなど

○ シンガポール

- ・これまで、特産品を使用した健康食品や水産加工品が大きな実績を上げている。

○ 香 港

- ・すでに多くの物が流通しており、味/見た目/ストーリーのいずれかで、他商品と差別化を図れるものが良い。
- ・多少値段が高くても、類似商品がないものにニーズがある。
- ・現地に流通している類似商品を輸出する場合、市場ニーズに応じたパッケージ等の改良など、柔軟に対応していただくことも必要。
- ・酸味のある商品は、あまり好まれない傾向がある。

2 地酒選定のポイントなど

○ 共通点

- ・ステータス店（ミシュラン認定店や五つ星ホテル内の飲食店等格式の高い高級店）に適した地酒が好まれる。

○ シンガポール

- ・ボトルデザインの優れた地酒（ワインボトル、スイングボトル、デザイン性の高いラベルなど）が好まれる。

○ 香 港

- ・すでに多くの物が流通しており、味/見た目/ストーリーのいずれかで、他商品と差別化を図れるものが良い。

令和4年度いばらきグローバルビジネス推進事業(シンガポール)参加申込書

事業の趣旨を理解し、別紙の「参加規程」に同意のうえ、いばらきグローバルビジネス推進事業(シンガポール)に申し込みます。

※切:2022年5月13日(金)17時

企業名	ふりがな				
	企業名				
代表者	ふりがな				
	役職・氏名				
会社情報	業種				
	所在地 ※1				
	HP URL				
希望する販売品目	商品名(種類)	①	②	③	
	輸送条件	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	
	保管条件	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	
	賞味期限(日) (冷凍の場合は 解凍後賞味期限 も記載)	(通常賞味期限)	(通常賞味期限)	(通常賞味期限)	
		(解凍後賞味期限)	(解凍後賞味期限)	(解凍後賞味期限)	
	製造原価(円)				
	国内卸売価格(円)				
	国内小売価格(円)				
	商品規格 (重さ(g)又は 容量(ml))				
	商品 サイズ	幅(mm)			
		高さ(mm)			
奥行(mm)					
提供可能な商品 サンプル数 ※2					
オンライン商談、バイヤー招聘商談会への参加	1 直接プレゼンテーションする機会に積極的に参加したい 2 オンライン商談等への参加は控え、専門スタッフに任せたい 3 その他 ()				

担当者 連絡先	所属	
	氏名	
	E-mail	
	TEL	
販売希望品目の写真 ※3		

- ※1 県内の事業所所在地をご記入ください。県内に事業所がない場合、申込を受付できません。
- ※2 現地に配置する専門スタッフが、商談先発掘等の売り込みに活用するため、御社から提供可能な商品サンプル数の上限をご記入ください（優先採択企業の選定項目）。
- ※3 当該事業において、県及び委託先が作成するHPや配布資料への掲載が可能な写真データ（各写真2MB以内）を商品毎に貼り付けてください。

- ◆申込方法：商品サンプル（3個以上）を下記の住所あて郵送のうえ、参加申込書を電子メールで下記の担当あて、お送りください。
※冷凍品については、事前にご連絡のうえ、商品サンプルを発送願います。

【問合せ・申込先】

いばらきグローバルビジネス推進協議会
 （茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内）
 担 当：平野、山田、長洲
 住 所：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
 電 話：029-301-3529
 E-mail：global_1@pref.ibaraki.lg.jp

令和4年度いばらきグローバルビジネス推進事業(香港)参加申込書

事業の趣旨を理解し、別紙の「参加規程」に同意のうえ、いばらきグローバルビジネス推進事業(香港)に申し込みます。

※切:2022年5月13日(金)17時

企業名	ふりがな				
	企業名				
代表者	ふりがな				
	役職・氏名				
会社情報	業種				
	所在地 ※1				
	HP URL				
希望する販売品目	商品名(種類)	①	②	③	
	輸送条件	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	
	保管条件	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	<input type="checkbox"/> 常温 <input type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍	
	賞味期限(日) (冷凍の場合は 解凍後賞味期限 も記載)	(通常賞味期限)	(通常賞味期限)	(通常賞味期限)	
		(解凍後賞味期限)	(解凍後賞味期限)	(解凍後賞味期限)	
	製造原価(円)				
	国内卸売価格(円)				
	国内小売価格(円)				
	商品規格 (重さ(g)又は 容量(ml))				
	商品 サイズ	幅(mm)			
		高さ(mm)			
奥行(mm)					
提供可能な商品 サンプル数 ※2					
オンライン商談、バイヤー招聘商談会への参加	1 直接プレゼンテーションする機会に積極的に参加したい 2 オンライン商談等への参加は控え、専門スタッフに任せたい 3 その他 ()				

担当者 連絡先	所属	
	氏名	
	E-mail	
	TEL	
販売希望品目の写真 ※3		

- ※1 県内の事業所所在地をご記入ください。県内に事業所がない場合、申込を受付できません。
- ※2 現地に配置する専門スタッフが、商談先発掘等の売り込みに活用するため、御社から提供可能な商品サンプル数の上限をご記入ください（優先採択企業の選定項目）。
- ※3 当該事業において、県及び委託先が作成するHPや配布資料への掲載が可能な写真データ（各写真2MB以内）を商品毎に貼り付けてください。

- ◆申込方法：商品サンプル（3個以上）を下記の住所あて郵送のうえ、参加申込書を電子メールで下記の担当あて、お送りください。
※冷凍品については、事前にご連絡のうえ、商品サンプルを発送願います。

【問合せ・申込先】

いばらきグローバルビジネス推進協議会
 （茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内）
 担 当 ： 平野、山田、長洲
 住 所 ： 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
 電 話 ： 029-301-3529
 E-mail : global_1@pref.ibaraki.lg.jp

令和4年度いばらきグローバルビジネス推進事業（シンガポール/香港）参加規程

いばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）では、経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中、国民一人当たりのGDPがアジアで最も高いシンガポール及び日本からの加工食品の輸出額（2020年）が世界一の香港を対象として、県内中小企業等の商品の売り込みを図ります。

1 参加者の資格

- (1) 県内に本社又は事業所がある企業及び団体等で、かつ、海外市場に積極的に展開する意欲があり、いばらきグローバルビジネス推進協議会及び県が事業効果を把握するために実施する各種調査等に協力できる企業等であること。
- (2) 「いばらきグローバルビジネス推進協議会（2019年5月設立、事務局：茨城県）」の会員又は会員になることが可能な企業等であること。

2 いばらきグローバルビジネス推進事業の対象商品

県内で製造され自社製品として販売される加工食品、飲料、酒類等（賞味期限が6か月以上あるもの）（以下「対象商品」という。）であり、各国への輸出が可能であるもの。

3 事業実施期間（予定）

2022年6月から2023年3月頃まで

4 参加の申込

別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、協議会事務局（茨城県営業戦略部グローバルビジネス支援チーム内）にお申込みください。申込多数等により、調整を要する場合は、選定のうえ、採択商品を決定します。

なお、シンガポール/香港の両方にお申込みいただくことも可能ですが、国別にそれぞれお申込みいただくようお願いいたします。

5 参加申込後のキャンセル

参加申込後、やむを得ない事情によりキャンセルされる場合は、書面をもって所定の手続きを行ってください。なお、この場合、対象事業者に生ずる損害について、協議会は一切責任を負いません。

6 費用負担

<県が負担する経費>

- (1) 対象商品の通関・輸送のための費用
- (2) 協議会が指定する相談先による輸出手続等に関するコンサルティング費用
※商談に際して必要となる書類の作成代行、当該事業により商談を開始した後の各種仲介用務など、対象事業者が取り組む個別商談のコンサルティングは対象外となります。

<対象事業者が負担する経費>

上記(1)～(2)以外の次のような経費は、対象事業者の負担となります。

- (1) 対象商品のサンプル提供費用
- (2) 国内指定倉庫への商品輸送費用
- (3) 対象商品のサンプル輸出に係る各種証明書発行の手数料等

(4) その他必要な経費

7 協議会及び事業受託企業への積極的な協力

事業実施に必要な協議会及び事業受託企業からの対応依頼（サンプル輸送対応、成約商品の納品対応等）には、積極的にご協力ください。適切に対応いただけない場合、当該参加規程に違反したものとみなす場合がございます。

なお、マーケットインによる事業を進めるため、可能な限り、市場ニーズに応じたパッケージ等の改良など、柔軟な対応をお願いいたします。

8 当該事業の実施見合わせ等

協議会、対象事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由によって、当該事業の全部又は一部が中止・中断された場合、これによって県内事業者が生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

9 違反による参加の取りやめ

参加事業者が当該参加規定に違反した場合、協議会は、当該参加事業者の参加を取りやめることができるものとします。この場合、県内事業者が生じた損害について、協議会は一切責任を負いません。

10 個人情報保護法

協議会等に提出いただいた対象事業者の情報は適切に管理し、当該事業のために活用します。

なお、当該事業により支援する対象事業者及び対象商品の情報や各種写真等については、県議会や報道機関等に適宜公表しますので、予めご了承ください。

11 知的財産権保護

対象商品の知的財産権に係るトラブルが発生した場合、協議会は一切責任を負いません。対象事業者は、必要に応じて、自己の責任及び経費負担の下、事前に知的財産権の保護対策を行ってください。

12 商談トラブル

協議会、対象事業者及び関連事業者の責に帰すことのできない事由による当該事業の実施期間中及び終了後の商談等に係るトラブルについて、協議会は一切責任を負いません。

13 アンケート等

当該事業の成果把握等のため、協議会が実施するアンケートにご回答いただきます。

また、当該事業の終了後、定期的に、継続商談の状況等について、アンケートや電話等により聞き取りする際、ご協力いただきます。

14 規格外事項

本規程に定めのない事項が発生した場合は、協議会、対象事業者及び関連事業者が協議の上、その対策を決定するものとします。